

福岡県公報

平成30年3月27日
第3978号

目次

告示 (第257号 - 第281号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法	(道路維持課)	3
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定	(道路維持課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	7

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
○平成29年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(生活衛生課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課)	14
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課)	14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	14
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	14
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	16
○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	17

海区漁業調整委員会

○区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催	(漁業管理課)	17
---------------------	---------	----

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 野久
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

告示

福岡県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女線 香春	田川郡大任町大字今任原2977番1先から 田川郡大任町大字今任原2982番先まで

福岡県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	211号	前	朝倉市杷木赤谷1891番1先から 朝倉市杷木赤谷1884番1先まで	12.6 ～ 21.4	91.4
			後	朝倉市杷木赤谷1891番1先から 朝倉市杷木赤谷1884番1先まで	12.6 ～ 25.2	91.4

福岡県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	211号	朝倉市杷木赤谷1891番1先から 朝倉市杷木赤谷1884番1先まで

福岡県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八女線 香春	前	朝倉市杷木星丸826番5先から 朝倉市杷木星丸980番1先まで	6.4 ～ 12.7	189.3
			後	朝倉市杷木星丸826番5先から 朝倉市杷木星丸980番1先まで	6.4 ～ 14.8	189.3

福岡県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	八 女 線 香 春	前	朝倉市杷木赤谷821番1 先から 朝倉市杷木赤谷824番1 先まで	7.5 ～ 10.4	56.4
			後	朝倉市杷木赤谷821番1 先から 朝倉市杷木赤谷824番1 先まで	8.9 ～ 27.8	56.4

福岡県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	八 女 線 香 春	前	朝倉市杷木赤谷861番1 先から 朝倉市杷木赤谷857番先 まで	14.1 ～ 21.1	18.8

			後	朝倉市杷木赤谷861番1 先から 朝倉市杷木赤谷857番先 まで	14.1 ～ 34.5	18.8
--	--	--	---	---	-------------------	------

福岡県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	八 女 線 香 春	前	朝倉市杷木赤谷743番1 先から 朝倉市杷木赤谷735番1 先まで	12.0 ～ 16.0	69.5
			後	朝倉市杷木赤谷743番1 先から 朝倉市杷木赤谷735番1 先まで	14.2 ～ 34.3	69.5

福岡県告示第264号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路線名	区 間
久留米	県道 久留米 筑紫野 線	久留米市北野町中 24 番 3 先から 三井郡大刀洗町大字下高橋 1264 番 5 先まで
直 方	県道 室 木 下有木 線 若 宮	鞍手郡鞍手町大字室木 765 番 1 先から 宮若市四郎丸 625 番 5 先まで
直 方	県道 室 木 下有木 線 若 宮	宮若市下有木 52 番 1 先から 宮若市芹田 344 番 20 先まで
久留米	県道 西 島 筑 邦 線	久留米市大善寺町中津 1489 番 20 先から 久留米市大善寺町中津 2164 番先まで
久留米	県道 坂 口 藤 吉 線	久留米市大善寺町中津 1489 番 20 先から 久留米市大善寺町藤吉 468 番先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするのためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成30年4月1日

福岡県告示第265号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路線名	区 間
直 方	県道 室 木 下有木 線 若 宮	宮若市下有木 52 番 1 先から 宮若市芹田 344 番 20 先まで

2 道路を指定する期日

平成30年4月1日

福岡県告示第266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第270号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
後谷-1	福岡市早良区重留二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
後谷-2	福岡市早良区重留二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第271号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
後谷-1	福岡市早良区重留二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
後谷-2	福岡市早良区重留二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第113号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

野面	北九州市八幡西区大字野面（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅川台2丁目	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第114号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野面	北九州市八幡西区大字野面（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
浅川台2丁目	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浅川台2丁目-1	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅川台2丁目-2	北九州市八幡西区浅川台二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅川(a)-2	北九州市八幡西区大字浅川（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
浅川台2丁目-1	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
浅川(a)-2	北九州市八幡西区大字浅川（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び3は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供す

る。

福岡県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1768号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蒲生2丁目(c)	北九州市小倉南区大字蒲生及び蒲生二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1769号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
蒲生2丁目(c)	北九州市小倉南区大字蒲生及び蒲生二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第274号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉田川2	北九州市小倉南区上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田六丁目、中吉田六丁目及び大字吉田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
長野川1	北九州市小倉南区大字長野及び大字横代（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
貫17	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
蒲生2丁目(c)	北九州市小倉南区蒲生二丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

長野川1	北九州市小倉南区大字長野及び大字横代（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
貫17	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
蒲生2丁目(c)	北九州市小倉南区蒲生二丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面2から4までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
糸島市雷山字大久保465の36、465の37、465の118、465の137
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇大久保465の36・465の37・465の118・465の137（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年10月9日農林省告示第1425号（那珂川町大字五ヶ山及び宇美町に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡直方線	直方市大字山部808番2先から 直方市大字山部808番5先まで

福岡県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八香春線	前	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 61.0	5,354.0
			前	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0
			後	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 64.0	5,354.0
			後	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0

福岡県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	本郷基山線 停車場	前	三井郡大刀洗町大字甲条1332番1先から 三井郡大刀洗町大字甲条1642番3先まで	7.8 ～ 7.8	102.2
			後	三井郡大刀洗町大字甲条1332番1先から 三井郡大刀洗町大字甲条1642番1先まで	7.8 ～ 13.1	

福岡県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷基山線 停車場	三井郡大刀洗町大字甲条1332番1先から 三井郡大刀洗町大字甲条1642番3先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
可搬式速度違反自動取締装置賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年4月9日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

可搬式速度違反自動取締装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年10月1日から平成37年9月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年5月8日（火曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年3月27日（火曜日）から平成30年5月7日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年5月8日(火曜日)午後5時45分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成30年5月9日(水曜日)午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面

(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額(消費税込みの金額)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for portable automatic speeding violation detector
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on May 8, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141(Ext.2590)

公告

平成29年度福岡県ふぐ処理師試験（平成30年3月6日実施）の合格者を次のように発

表する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

2	17	29	39	53	69
9	20	30	40	54	70
10	21	32	41	55	72
11	22	33	42	60	73
13	23	35	43	64	75
14	25	36	45	65	76
15	26	37	48	66	
16	27	38	50	67	

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマートうきは
(2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イケア福岡新宮
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目9番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 後谷-1地区、後谷-2地区	福岡市早良区飯倉六丁目25番12号 株式会社 藤和 代表取締役 齋藤良一

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 浅川台2丁目地区	北九州市八幡西区折尾一丁目14番1号 株式会社西部不動産 代表取締役 黒土 耕吉

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画下水道の変更（筑紫野市決定）（平成29年12月15日筑紫野市告示第241号）

公告

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地地区画整理組合の事業計画の変更を認可したため、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

久山町上久原土地地区画整理組合

2 事業施行期間

平成元年3月14日から平成31年3月31日まで

3 施行地区

久山町大字久原字松浦、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本及び字池上の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原1080番地3

- 5 設立認可の年月日
平成元年3月14日
- 6 変更認可の年月日
平成30年3月14日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
糸島市前原東土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成24年1月4日から平成31年3月31日まで
- 3 施行地区
糸島市浦志、篠原、波多江、浦志一丁目、閨一丁目及び前原南二丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
糸島市浦志一丁目8番6号
- 5 設立認可の年月日
平成23年12月19日
- 6 変更認可の年月日
平成30年3月14日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字筑紫378番3から378番69まで、378番71から378番98まで、382番3、392番3から392番14まで、410番1から410番16まで及び421番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区東那珂一丁目6番32号
株式会社オージーオー
代表取締役 小河 修一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市泊字フシカ坂930番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区千早一丁目5番13号九州大学仏教青年会館内
一般社団法人九州大学仏教青年会
代表理事 富永 隆治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字山ノ井字トノエ473番2から473番4まで、474番1及び480番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑後市大字和泉246番地

学校法人共育学園

理事長 世良田 静江

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年3月27日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部3号の項中「松崎4丁目285番12」を「下原1丁目1085番1」に改め、同部208号の項中「柳川市大和町豊原字荘家形240番1」を「大川市大字三丸字深

町1037番1」に、
大牟田市船津町467番3から大川市大字向島字出来島2162番まで
柳川市東蒲池字榎町21番1から大川市大字三丸字深町1037番1まで

大牟田市船津町467番3から大川市大字向島字出来島2162番まで
を
に改め、同表県道の部久留米城島大川

線の項の次に次のように加える。

久留米筑紫野線	久留米市北野町中 24 番 3 先から小郡市松崎 166 番 1 先まで
西島筑邦線	久留米市大善寺町中津 1489 番 20 先から同市大善寺町中津 2164 番先まで

別表第1 県道の部江口長門石江島線の項の次に次のように加える。

坂口藤吉線	久留米市大善寺町中津 1489 番 20 先から同市大善寺町藤吉 468 番先まで
-------	---

別表第1 県道の部室木下有木若宮線の項中

宮若市四郎丸713番2先から同市沼口811番1先まで

を

宮若市下有木52番1先から同市芹田344番20先まで
宮若市四郎丸713番2先から同市沼口811番1先まで

に、「同町大字室木765番1」を「

宮若市四郎丸625番5」に改め、同部中

宮田遠賀線	鞍手郡鞍手町大字室木792番1先から遠賀郡遠賀町大字今古賀509番1先まで
久留米筑紫野線	三井郡大刀洗町大字下高橋 1264 番 5 先から小郡市松崎 166 番 1 先まで

を

宮田遠賀線 鞍手郡鞍手町大字室木792番1先から遠賀郡遠賀町大字今古賀509番1先まで

に改め、同表市道の

部工業団地1号線の項の次に次のように加える。

岩光・千代久線	うきは市吉井町生葉 776 番 1 地先から同市吉井町富永 1956 番 11 地先まで
---------	--

別表第1 市道の部上倉線の項及び飯之倉・赤木線の項を次のように改める。

浦田・京野線	宮若市四郎丸 623 番 35 地先から同市下有木 20 番 4 地先まで
上倉線	宮若市倉久 1908 番 2 先から同市下有木 1407 番 1 先まで

別表第1 市道の部口ケ坪・神田線の項の次に次のように加える。

池田2号線	宮若市四郎丸 623 番 44 地先から同市四郎丸 627 番 1 地先まで
-------	--

別表第1 市道の部有木団地3号線の項を次のように改める。

壱町田・大谷線	宮若市芹田 344 番 50 地先から同市下有木 131 番 1 地先まで
---------	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第4号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年3月27日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則
福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官	3,881人
一般職員	582人

(2) 警察署

警察官	7,234人
一般職員	323人

附 則

この規則は、平成30年3月29日から施行する。

海区漁業調整委員会**公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成30年3月27日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

1 開催日時

平成30年4月23日（月）14時

2 開催場所

京都郡苅田町磯浜町一丁目2番6号 豊前海水産会館

3 案件

福岡県豊前海区における区画漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者